

再 評 価 書

事業名	二級河川朝明川 広域河川改修事業		事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工期	昭和49年～平成45年	全体事業費 (下段:前回)	10,588百万円(負担率:国0.5県0.5)		
	(下段:前回)	昭和49年～平成45年		10,588百万円(負担率:国0.5県0.5)		

事業目的及び内容

(1) 事業の目的

二級河川朝明川は、四日市市北部を西から東に向かって流下しており、河口付近は川越町内を流れている。流域内の上流部は農耕地が広がり、その中に集落が点在しています。また、中下流部は四日市市や川越町の住宅地となっており、民家が数多く密集している。

事業の目的は、朝明川沿川の浸水被害防止を目的に、築堤工、河床掘削、護岸工、堰や橋梁改修等の施工による河川改修をおこなうことにより、流下能力を確保し治水安全度の向上を図ることです。

(2) 事業の内容

事業の内容は次のとおりです。

河川改修全体延長 L=9,918m

- ①築堤工 L=19,884m    ②掘削 V=853,760m<sup>3</sup>    ③護岸工 L=19,884m    ④道路橋 8橋  
 ⑤鉄道橋 1橋    ⑥水道橋 1橋    ⑦堰 3基    ⑧用地買収 1式    ⑨物件補償 1式

事業主体の再評価結果

1. 再評価を行った理由

平成19年度に再評価を実施し、その後の社会経済情勢の急激な変化等(B/C算出における氾濫解析手法の見直し)により再評価を実施する必要が生じたため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第4項の規定に基づき再評価を実施しました。

2. 事業の進捗状況と今後の見込み

- ①昭和49年度 事業着手  
 ②昭和54年度より用地取得に着手  
 ③平成10年度に事業再評価を実施  
 ④平成14年度に事業再評価を実施  
 ⑤平成19年度に事業再評価を実施  
 ⑥平成21年度現在 事業進捗率43% (事業費ベース)  
 ※平成45年度に整備完了見込み

3. 事業を巡る社会経済状況等の変化

○ 周辺環境の変化

朝明川中流部については農耕地が広がっています。下流部については、四日市市、川越町の住宅地等が集中しています。

伊勢湾岸自動車道の開通などにより、流域内の開発が進んできており、今後も、更なる開発が見込まれます。

#### 4. 費用対効果分析と要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

(平成 19 年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=36,773.32$  億円/ $93.18$  億円= $394.65$

※総便益 B=総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 C=建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

(平成 21 年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=3,048.37$  億円/ $101.97$  億円= $29.89$

※総便益 B=総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 C=建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

##### ○B/C 低下の要因

氾濫計算手法の見直しが要因です。

##### 4-2 地元意向

- ・ 流域市町より、河川改修への要望があります。

#### 5. コスト縮減の可能性や、代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

河床掘削による発生土を有効利用する等によりコスト縮減に努めます。また、護岸の材料、工法の新技術の活用、排気ガス対策型や低騒音型建設機械の使用に努めること等により、コスト縮減ができるよう検討します。

##### 5-2 代替案

###### ①「ダム案」

ダムサイトとしての適地は上流域の山地となりますが、流域の大部分が平地であり、適地がありません。

###### ②「遊水地・調整池案」

遊水地・調節池として新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

過去から河道改修をすすめてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることが妥当と考えています。

#### 再 評 価 の 経 緯

##### H19 委員会意見

事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

ただし、河川事業は安全・安心にかかわる事業であるため、事業効果を早期発現するための方策を立てるよう求めるものである。

##### <対応状況>

ハード対策としては、コスト縮減をはかりながら河川改修事業を継続して実施したいと考えています。

ソフト対策としては、平成 15 年度に浸水想定区域図を作成し、平成 16 年度に四日市市が、平成 21 年度に川越町が洪水ハザードマップを作成しています。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。